

③

令和 5 年 6 月

第 3 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第 5 5 号 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を定めるについて	1
議案第 5 6 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を 定めるについて	2
議案第 5 7 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて	8
議案第 5 8 号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災 害補償条例の一部を改正する条例を定めるについ て	1 1
議案第 5 9 号 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定め るについて	1 6

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるに
ついて

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

徳島市職員の給与に関する条例（昭和26年徳島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「並びに貸付金及び物品購入代金」を「及び貸付金」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 保育所及び認定こども園並びに小学校及び中学校に勤務する職員の給食費

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 徳島市市税賦課徴収条例（昭和 25 年徳島市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「並びに納期限」を「，納期限」に，「執らるべき措置及び」を「執られるべき措置並びに」に改め，同条第 5 号中「且つ」を「，かつ，」に改め，同条第 6 号中「且つ」を「かつ，」に改め，同条第 8 号中「且つ」を「，かつ，」に改める。

第 10 条の 2 第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 33 条の 2 の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め，同条第 1 項中「市民税」を「個人の市民税」に，「若しくは」を「又は」に改め，「又は第 35 条の 6 の規定によつて申告納付の方法による場合」を削る。

第 34 条第 2 項中「市長は」を「市長は，」に改める。

第 35 条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第 35 条の 3 第 1 項中「且つ」を「かつ」に改め，同条第 5 項中「，給与」を「給与」に改める。

第 35 条の 5 中「又は」を「若しくは」に，「若しくは」を「又は」に改める。

第 35 条の 5 の 2 中「同条同項」を「同項」に改める。

第 35 条の 9 第 3 項中「第 35 条の 8 第 4 項」を「前条第 4 項」に改める。

第37条の8第1項中「支払い」を「支払」に改める。

第39条第7項中「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同条第8項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第46条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第53条第2項及び第54条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第55条中第16項を第17項とし、第5項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに政令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

第60条第1項中「且つ」を「，かつ」に改める。

第68条第1号エ中「及び側面」を「，側面」に改め、「三輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第17条中「第55条第7項」を「第55条第9項」に改める。

第2条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第30条の3第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当

する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第33条の2第1項中「によつて」を「により」に改め，同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は，当該個人の市民税の均等割を賦課し，及び徴収する場合に併せて賦課し，及び徴収する。

第34条の2中「及び」を「，個人の」に改め，「県民税額」の右に「及び森林環境税額」を加え，「によつて」を「により」に改める。

第35条の3第1項中「においては」を「には」に改め，「均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え，「によつて」を「により」に改め，同条第2項中「においては」を「には」に，「によつて」を「により」に改め，同条第3項，第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に改め，同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に，「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして，同条第3項，第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし，当該市町村徴収金関係過誤納金により」に，「に充当する」を「を納付し，又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の6の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に，「である場合においては」を「である場合には」に改め，「及び均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の6の5において同じ。）」を加え，「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に，「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め，同項第2号及び同条第2項中「に

よつて」を「により」に改める。

第35条の6の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第37条の6中「第5号の8様式」の右に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

附則第14条の4第4項及び第15条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第3条 徳島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第32条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は

法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（第2条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例（以下「令和6年1月新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第3条及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 令和6年1月新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 第3条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例第32条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の徳島市市税賦課徴収条例第68条第1号エの規定及び令和6年1月新条例附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分まで

の軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

- 2 令和6年1月新条例附則第14条の4第4項の規定は，令和6年1月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子ども医療費の助成に関する条例（昭和 48 年徳島市条例第 12 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「に対する」を「に係る」に改め、「その保護者に」を削る。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、「者」の右に「で、本市の
区域内に住所を有するもの（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による
保護を受けている世帯に属するものを除く。）」を加え、同条第 2 号中「監護
する」を「監護し、又は扶養する」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のよう
に改める。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(4) 医療に関する給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療
養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家庭訪問看護療養費の支

給をいう。

第2条第5号を削る。

第3条中「この条例に定める医療費」を「子ども医療費（次条の規定により助成するものをいう。以下同じ。）」に、「であって本市の区域内に住所を有する子ども（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。以下「対象子ども」という。）」を「である子ども」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定による被保険者である子どもが自ら医療費を負担する場合その他の市長が特に必要があると認める場合は、当該子どもを助成対象者とすることができる。

第4条第1項中「対象子ども」を「子ども」に、「各法」を「医療保険各法」に、「附加給付金等」を「附加給付金その他の給付」に改め、「子ども医療費として」を削り、同項ただし書中「小児特定疾患医療給付等」を削る。

第5条中「対象子ども」を「子ども」に、「第3条に規定する」を「助成対象者の」に改める。

第6条第1項中「対象子ども」を「子ども」に、「健保法」を「健康保険法」に改める。

第7条中「第3条に規定する者」を「助成対象者」に、「対象子ども」を「子ども」に、「子ども医療費の額」を「子ども医療費の全部若しくは一部」に改める。

第8条中「額に相当する金額の全部又は一部」を「子ども医療費の全部又は一部に相当する金額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公

布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定による医療費の助成に関し必要な行為その他改正後の条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係るものについて適用し、施行日前に受けた医療に係るものについては、なお従前の例による。

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和37年徳島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「あつて」を「あって」に，「よつて」を「よって」に，「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第3条第2項中「よつて」を「よって」に，「，診断」を「診断」に改め，同条第3項中「各号の」を削り，「よつて」を「よって」に，「もつて」を「もって」に改める。

第3条の3第1項中「あつて」を「あって」に，「なかつた」を「なかった」に改める。

第4条中「かかつた」を「かかった」に，「行ない」を「行い」に，「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項及び第6条ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第6条の2第1項中「各号の」を削り，「なつた」を「なった」に改め，同項第1号中「治っていない」を「治っていない」に改め，同条第4項中「あつた」を「あった」に，「至つた」を「至った」に改める。

第7条第1項中「治つた」を「治った」に改め、同条第6項中「各号の」を削り、同条第8項中「よつて」を「よって」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第9項中「あつた」を「あった」に、「至つた」を「至った」に改める。

第8条中「なつた」を「なった」に改める。

第8条の2第1項中「なつた」を「なった」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第2項第1号中「あつた」を「あった」に、「17万1,650円」を「17万2,550円」に改め、同項第2号中「あつて」を「あつて」に、「7万5,290円」を「7万7,890円」に改め、同項第3号中「8万5,780円」を「8万6,280円」に改め、同項第4号中「あつて」を「あつて」に、「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

第10条第1項本文中「あつた」を「あった」に、「にあつて」を「であつて」に、「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「あつた」を「あった」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に、「向かつて」を「向かつて」に、「よつて」を「よって」に改める。

第11条第1項第1号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第4項中「各号の一」を「いずれか」に、「至つた」を「至った」に改める。

第12条第1項中「各号の」を削り、「至つた」を「至った」に改め、同項第3号中「なつた」を「なった」に改め、同項第4号中「よつて」を「よって」に改め、同項第6号中「なくなつた」を「なくなった」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「至つた」を「至った」に改める。

第13条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第15条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第2号及び第3号中「よつて」を「よって」に改め、同条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

第16条第1項中「あつて」を「あつて」に改め、同項第2号中「あつた」を「あつた」に改める。

第17条第2項から第4項までの規定中「よつて」を「よって」に改める。

第18条第3項ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第19条第1項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項及び第3項中「なつた」を「なつた」に改める。

第21条中「なつた」を「なつた」に、「乗つていた」を「乗っていた」に、「乗つていて」を「乗っていて」に、「わからない」を「分からない」に改める。

第22条第1項中「支給しなかつた」を「支給しなかった」に、「あつて」を「あつて」に改める。

附則第1条の2第1項及び第3項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第1条の3第2項中「先立つて」を「先立つて」に改め、同項ただし書及び同条第6項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第2条第4項及び第2条の2中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第2条の3の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第2条の3 削除

附則第2条の4に見出しとして「（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）」を付し、同条中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よって」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条第2項中「あつて」を「あつて」に改める。

附則第3条第1項中「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」

に改め、同条第3項中「あつて」を「あつて」に改める。

別表中

6,245 円	8,003 円	9,608 円
5,263 円	6,240 円	6,900 円

を

「

6,340 円	8,085 円	9,640 円
5,340 円	6,310 円	6,925 円

」

に改め、同表備考第3項第2号

及び第3号中「あつて」を「あつて」に改め、同表備考第4項中「前2号」を「前2項の規定」に改め、同項ただし書中「得なかつた」を「得なかつた」に改める。

第2条 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設，労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「，又は収容され」を削り，同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第2項の規定は，令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し，同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については，なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定は，令和4年4月1日以後に支給すべき事由が生

じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し，その他の公務災害補償の補償基礎額については，なお従前の例による。

徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市防災会議条例の一部を改正する条例

徳島市防災会議条例（昭和37年徳島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「会務」を「，会務」に改め，同条第5項中「46人」を「48人」に，「のうちから市長が任命又は委嘱する」を「をもって充てる」に改め，同項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 本市の教育長
- (6) 本市の上下水道局長，交通局長及び病院事業管理者
- (7) 本市の消防局長及び消防団長

第3条第6項本文中「とする」を「とし，再任を妨げない」に改め，同条第7項を削る。

第4条第3項中「解任される」を「，解任される」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。